（届出伝染病等病原体取扱施設の基準）

第五十六条の三十二　法第四十六条の二十第一項において読み替えて準用する法第四十六条の十六第一項の届出伝染病等病原体取扱施設に係る農林水産省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　実験室等において動物に対して届出伝染病等病原体を使用する場合には、次のとおりとすること。

イ　（略）

ロ　第五十六条の二十七第一号から第三号まで、第五号、第六号、第八号から第十号まで、第十四号及び第十五号に掲げる病原体の実験室等にあつては、次に定めるところにより、排気設備を設けること又は飼育設備をアイソレーター内に設けること。

(1)～(3)　（略）

五・六　（略）

2　前項の規定は、第五十六条の三第十一号イからリまでに掲げる病原体の取扱いをする施設であつて、当該病原体のみを取り扱い、かつ、動物に対して当該病原体を使用しないものについては、適用しない。

（適用除外となる病原体）

第五十六条の三十四　法第四十六条の二十二第一号の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

（削る）

一　マイコプラズマ・マイコイデス（亜種がマイコイデスであるもののV株に限る。）

二～五　（略）

（適用除外とならない病原体）

第五十六条の三十五　法第四十六条の二十二第二号の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一　第五十六条の三第十号に掲げる病原体であつて、血清亜型がH二N二、H五N一、H七N七又はH七N九であるもの（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症」という。）の病原体を除く。）

二　第五十六条の三第十一号に掲げる病原体であつて、血清亜型がH五N一、H七N七又はH七N九であるもの（新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。）

三　第五十六条の三第十一号ハからリまでに掲げる病原体

四　第五十六条の二十七第十四号に掲げる病原体であつて、血清亜型がH七N七であるもの（新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。）

（届出伝染病等病原体取扱施設の基準）

第五十六条の三十二　法第四十六条の二十第一項において読み替えて準用する法第四十六条の十六第一項の届出伝染病等病原体取扱施設に係る農林水産省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　実験室等において動物に対して届出伝染病等病原体を使用する場合には、次のとおりとすること。

イ　（略）

ロ　第五十六条の二十七第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十号から第十二号まで、第十六号及び第十七号に掲げる病原体の実験室等にあつては、次に定めるところにより、排気設備を設けること又は飼育設備をアイソレーター内に設けること。

(1)～(3)　（略）

五・六　（略）

2　前項の規定は、第五十六条の三第九号イからリまでに掲げる病原体の取扱いをする施設であつて、当該病原体のみを取り扱い、かつ、動物に対して当該病原体を使用しないものについては、適用しない。

（適用除外となる病原体）

第五十六条の三十四　法第四十六条の二十二第一号の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一　モルビリウイルス・リンダーペストウイルス（LA株及び赤穂株に限る。）

二　マイコプラズマ・マイコイデス（亜種がマイコイデスであるもののSC株のV株に限る。）

三～六　（略）

（適用除外とならない病原体）

第五十六条の三十五　法第四十六条の二十二第二号の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一　第五十六条の三第八号に掲げる病原体であつて、血清亜型がH二N二、H五N一又はH七N七であるもの（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症」という。）の病原体を除く。）

二　第五十六条の三第九号に掲げる病原体であつて、血清亜型がH五N一又はH七N七であるもの（新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。）

三　第五十六条の三第九号ハからリまでに掲げる病原体

四　第五十六条の二十七第十六号に掲げる病原体であつて、血清亜型がH七N七であるもの（新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。）